

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会報告書（案）

令和 3 年（2021 年） 8 月

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会

はじめに

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会は、熊本市教育委員会から、「特別支援教育の推進」、「幼稚園教諭等の資質向上」、「幼小連携」、「地域の拠点施設としての市立幼稚園の役割」などに関するこれからの市立幼稚園のあり方について、検討を依頼されました。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に計画的・意図的によりよい教育環境を構築し、遊びを中心とした生活を通して、幼児一人一人の特性や発達段階に応じた支援を行うことに幼児教育の役割があるといえます。

しかし近年、都市化による安全な遊び場の減少、少子化や核家族化の進行による子どもたちが集まって遊ぶ機会の減少、さらに地域のつながりの希薄化による地域教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、幼児教育施設においては、特別な配慮を必要とする幼児が増加するとともに、その状況も多様化しており、幼児たちに対しどのような保育を保障していくかが喫緊の課題となっています。

そのような現状を踏まえ、平成29年（2017年）の幼稚園教育要領の改訂とともに、保育所の「保育所保育指針」、認定こども園の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂されました。この改訂において、幼児教育において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を新たに示すとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、これを小学校の教師と共有し幼稚園教育と小学校教育の円滑な連携を図ることも示されたところです。

本検討委員会では、こうした社会潮流の大きな変化に加え、熊本市の現状や課題を踏まえて、これからの市立幼稚園のあり方について、特別支援教育の充実を中心に据えて議論を重ね、その考え方をまとめましたので、ここに報告いたします。

【目次】

はじめに

I 市立幼稚園の現状と課題

1 熊本市の現状	1
（1）就学前児童数の推移	1
（2）幼児教育施設数の推移	1
（3）幼児教育施設の園児数の推移	2
（4）市立幼稚園の利用者数の見込み量	2
（5）女性の就労状況	3
2 市立幼稚園の現状	4
（1）市立幼稚園の歩み	4
（2）市立幼稚園の配置	4
（3）市立幼稚園の園児数・定員充足率	4
（4）市立幼稚園の運営費	5
（5）職員体制	5
（6）ことばの教室	6
（7）あゆみの教室	6
（8）特別な配慮を必要とする幼児、児童	7
（9）施設の状況	8
3 課題	9
（1）園児数の減少	9
（2）特別な配慮を必要とする幼児の増加	9
（3）幼児教育施設間や小学校との連携	9
（4）家庭教育支援の不足	9

II 市立幼稚園が担う役割と具体的な取組

1 特別支援教育の充実	10
（1）通級指導教室の拡充	11
（2）特別支援クラスの設置	12
（3）並行通園	14
（4）児童発達支援事業所との連携	14
2 幼小連携の推進	15
（1）幼小接続カリキュラムの充実と活用促進	15
（2）幼稚園教諭と小学校教諭との連携	15
（3）異年齢交流活動の充実	16
（4）「移行支援シート」「就学支援シート」の活用	16
（5）就学支援プログラム（仮称）の開発と指導者育成	16
3 幼稚園教諭等の資質向上	18
（1）専門研修・派遣研修の充実	18
（2）中核人材の育成	18
（3）巡回相談	19
4 家庭教育支援の充実	20
（1）保護者等への理解促進	20
（2）幼児教育相談の充実	20

おわりに

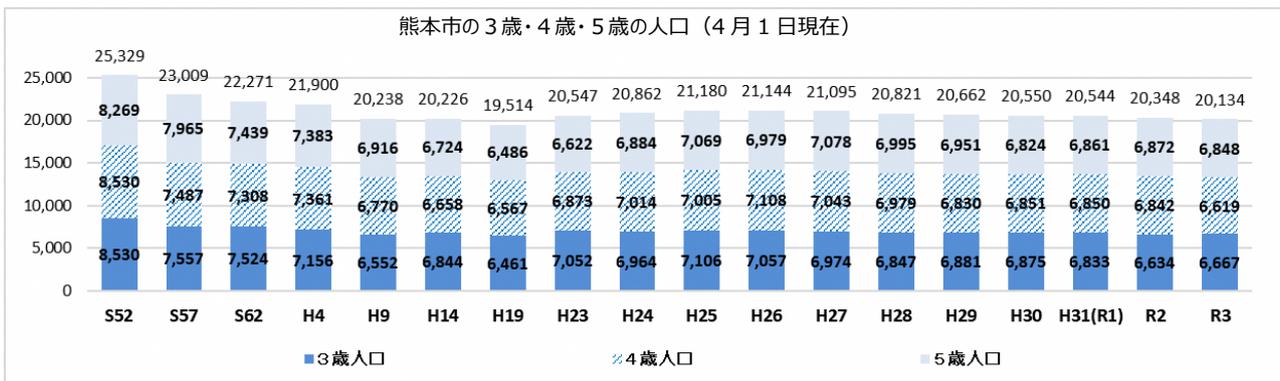
参考資料

I 市立幼稚園の現状と課題

1 熊本市の現状

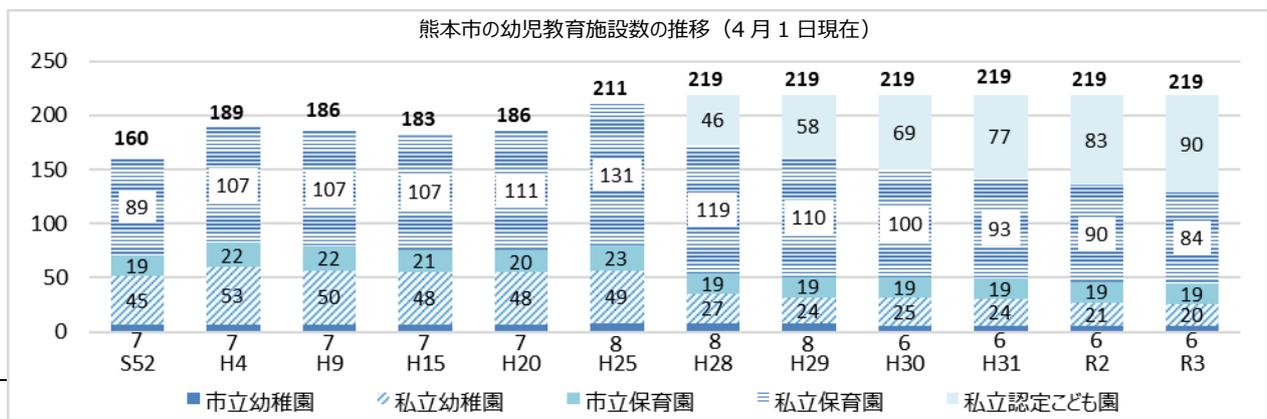
(1) 就学前児童数の推移

熊本市の就学前児童数（3歳～5歳）は年々減少し、昭和52年度（1977年度）は、25,000人を超えていましたが、平成19年度（2007年度）には20,000人を割り込み、19,514人となりました。その後、平成20年（2008年）の富合町との合併、平成22年（2010年）年3月の城南・植木町との合併により一時的に増加したものの、平成25年度（2013年度）の21,180人をピークに減少が続いています。



(2) 幼児教育施設¹数の推移

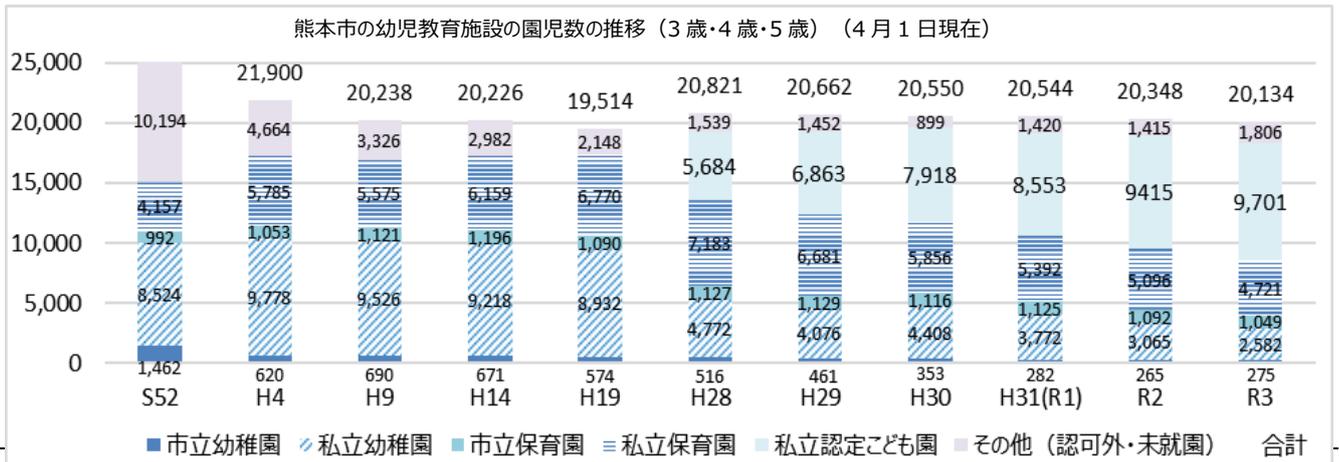
熊本市には、6園の市立幼稚園のほか、20園の私立幼稚園、19園の市立保育所、84園の私立保育所、90園の認定こども園の合計219の幼児教育施設があります。特に私立の幼児教育施設は、独自の建学や教育理念に基づき様々な特色ある教育に取り組むほか、保育ニーズにも対応するため認定こども園への移行が進んでいます。



¹ 幼児教育施設 幼稚園・保育所・認定こども園

(3) 幼児教育施設の園児数の推移

市立幼稚園及び私立幼稚園の園児数が減少傾向にある一方で、比較的長時間の教育・保育を行う保育所や認定こども園に通う園児が増加しています。市立幼稚園に通う3～5歳児は275人（令和3年4月1日現在）であり、熊本市の幼児教育施設を利用する3～5歳児全体の約1.5%となっています。その他、約98.5%の3～5歳児が、私立幼稚園や保育所、認定こども園等の市立幼稚園以外の幼児教育施設を利用しています。



(4) 市立幼稚園の利用者数の見込み量

令和2年（2020年）3月策定の熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（熊本市子ども輝き未来プラン2020別冊）によると、3～5歳児のうち、保育の必要性がない幼児教育のみを必要とする1号については、熊本市全体では供給が需要を上回り、今後についても充足が見込まれるとしています。また、熊本市を8圏域別にみると、市立幼稚園の所在圏域である、中央A、南、北Bについては、すべて供給が需要を上回り、今後についても充足が見込まれています。

○熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）の「量の見込み」及び「確保の方策」8圏域別教育（1号）

	中央A（校区：壺川、城東、慶徳、一新、五福、向山、本荘、春竹、碩台、黒髪）		南（校区：富合、御幸、田迎、田迎南、日吉、日吉東、力合、城南、川尻、飽田東、飽田南、飽田西、中緑、銭塘、奥古閑、川口、杉上、隈庄、豊田）		北（校区：城北、麻生田、樋、榎木、龍田、武蔵、弓削）	
圏域内市立幼稚園	一新・向山・碩台幼稚園		川尻・隈庄幼稚園		楠幼稚園	
年度（見込み）	2019年度	2024年度	2019年度	2024年度	2019年度	2024年度
純ニーズ量①	921	857	1,037	965	825	768
確保の状況②	1,557	1,238	1,438	1,189	1,023	864
過不足②-①	636	381	401	224	198	96

※1号：3～5歳 幼児教育のみ 2号：3～5歳 保育の必要性あり 3号：0～2歳 保育の必要性あり

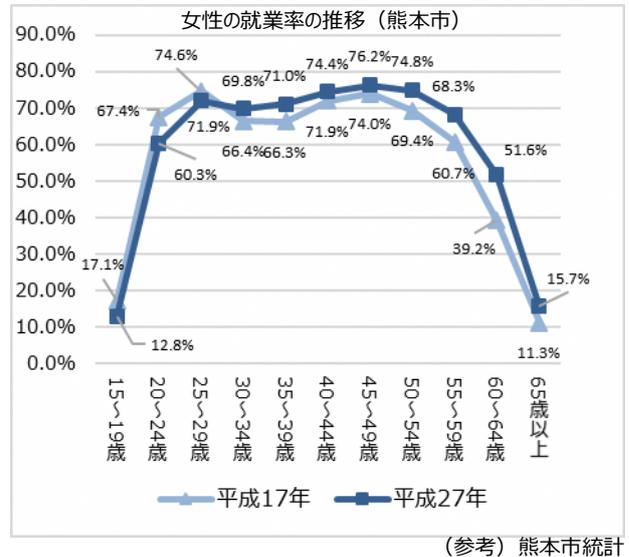
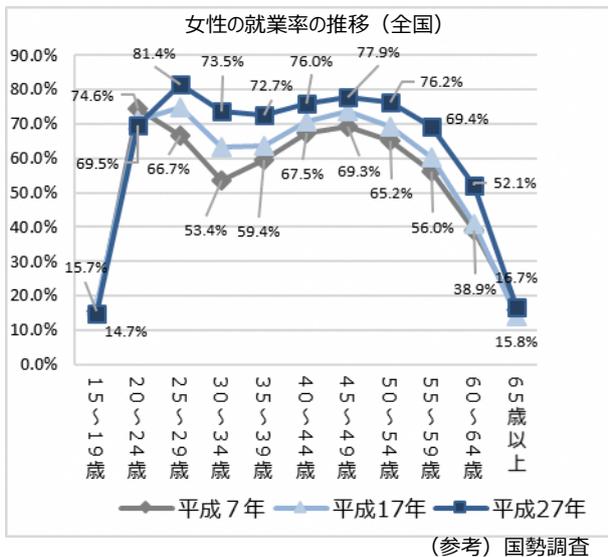
（熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（熊本市子ども輝き未来プラン2020別冊）令和2年3月策定より）

(5)女性の就労状況

女性の年齢階層別就業率について、平成7年（1995年）をみると25～29歳から30～34歳まで就業率がいったん低下しその後上昇に転じており、出産を契機に就労から離れ子育てに専念した後、就労に復帰するいわゆるM字カーブを描くことが知られてきました。

しかし、平成27年（2015年）をみると、M字カーブは認められず、結婚出産期にあたる年代の就業形態が20年間で大きく変化しており、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足や女性の社会進出等により女性の就業率が上昇しているものと考えられます。これは、熊本市においても同様の傾向にあり、女性の社会進出や就業形態の変化等から、比較的長時間の保育を提供する保育所及び認定こども園を選択する保護者が増加する一方で、幼稚園に通う園児の割合は減少しており今後もこの傾向は続くとは推測されます。

○女性の就業率の推移



2 市立幼稚園の現状

(1)市立幼稚園の歩み

本市では、明治 20 年（1887 年）に初めての市立幼稚園として「熊本幼稚園」が設立されました。翌年の明治 21 年（1888 年）には、碩台小学校の附属幼稚園として現・碩台幼稚園が設置され 8 園となり、昭和 58 年（1983 年）には国道の拡張や白川の改修、園児数の減少等の理由から、熊本幼稚園と五福幼稚園が統合され 7 園となりました。

その後は、平成 21 年度（2009 年度）末に合併した城南町の隈庄幼稚園を含めて 8 園となり、平成 30 年（2018 年）3 月末に古町幼稚園と熊本五福幼稚園を民間移譲したことにより、現在、6 園において地域の特色を活かしながら幼稚園教育要領に即した教育を進めています。

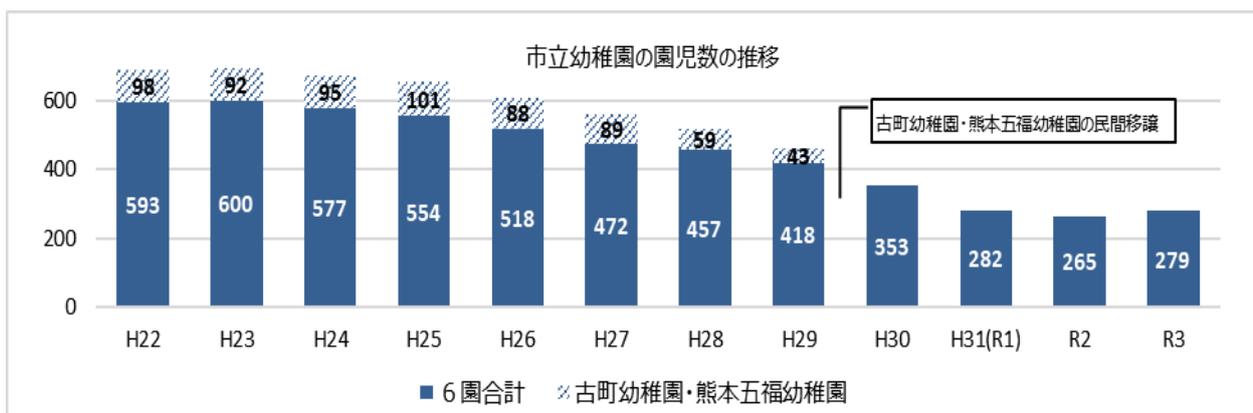
(2)市立幼稚園の配置

市立幼稚園は、行政区ごとに分類してみると中央区に 3 園（碩台・一新・向山）、北区に 1 園（楠）、南区に 2 園（川尻・隈庄）あり、西区及び東区には設置がない状況です。

(3)市立幼稚園の園児数・定員充足率

市立幼稚園の園児数については、昭和 53 年度（1978 年度）の 1,462 人をピークに年々減少を続け、平成 23 年度（2011 年度）は城南町との合併により新たに加わった隈庄幼稚園を含めて 692 人となり、令和 3 年度（2021 年度）は 279 人となっています。

近年は全ての園において定員割れが生じている状況であり、令和 3 年度（2021 年度）の定員充足率は 6 園の平均で 35.5%となっています。



○市立幼稚園の園児数及び学級数と定員充足率

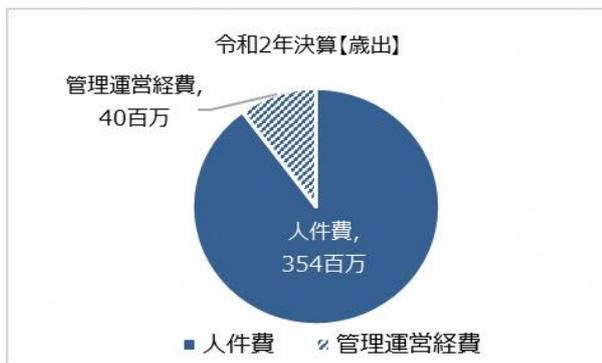
令和3年（2021年）5月1日現在

	定員	保育室	3歳児		4歳児		5歳児		合計		充足率
			園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	
碩台幼稚園	90	3	12	1	8	1	9	1	29	3	32.2%
一新幼稚園	176	6	13	1	15	1	20	1	48	3	27.3%
向山幼稚園	125	4	14	1	11	1	15	1	40	3	32.0%
川尻幼稚園	90	3	9	1	11	1	16	1	36	3	40.0%
楠幼稚園	125	4	8	1	11	1	14	1	33	3	26.4%
隈庄幼稚園	180	6	29	2	36	2	28	1	93	5	51.7%
合計	786	26	85	7	92	7	102	6	279	20	35.5%

(4)市立幼稚園の運営費

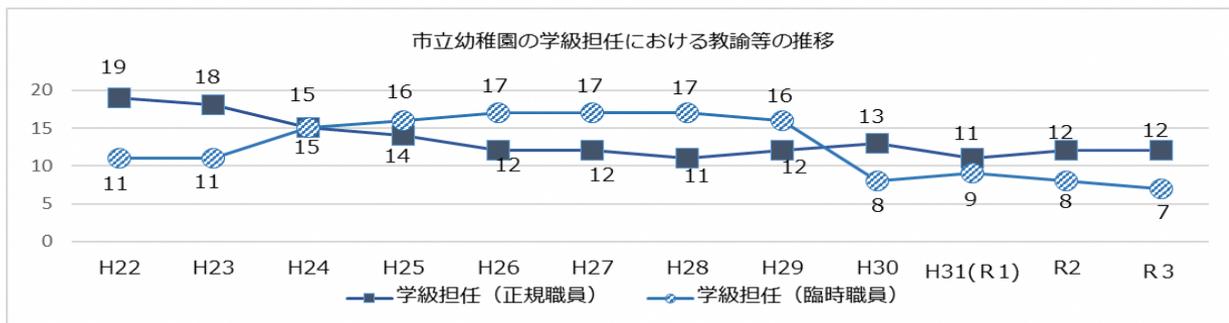
令和2年度（2020年度）の市立幼稚園6園の1年間の運営に要する経費総額は約3.9億円であり、歳出をみると、その約9割が人件費で、残り約1割が燃料光熱水費等の管理運営経費となっています。

また、令和元年（2019年）10月の保育料の無償化により、令和2年（2020年）以降ほぼ全額が一般財源（公費投入）となっています。



(5)職員体制

平成11年（1999年）から10年以上見合わせていた幼稚園教諭の新規採用を平成28年度（2016年度）から再開するとともに、「特別支援教育推進枠」の採用枠を設け、専門性の高い教諭の確保に努めてきましたが、令和3年（2021年）4月1日時点で、担任不在の学級があるなど、職員確保を行う上での課題もあります。なお、令和3年度（2021年度）については、必要教員数や幼稚園教諭等の年齢構成等を考慮し、前述の採用枠は設けられていない状況です。



(6)ことばの教室

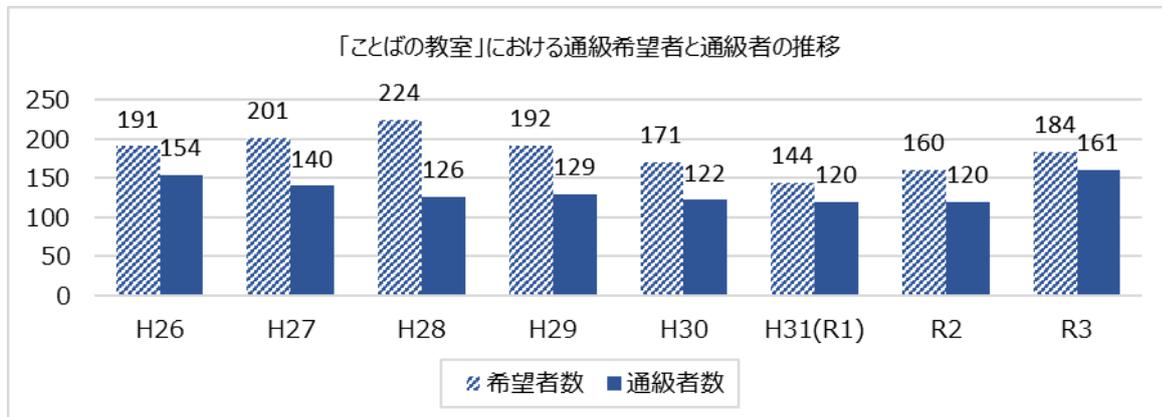
昭和 58 年（1983 年）に熊本五福幼稚園に幼児言語治療学級を設置し、現在は「ことばの教室」として、構音や吃音など、ことばの課題の改善を図り、心と体の望ましい成長と発達を促すことを目的に年長児を対象として通級による指導を行っています。

平成 26 年度（2014 年度）から、碩台幼稚園にもことばの教室を設置・拡充し、計 10 人の指導者で通級による指導を行っています。

なお、平成 30 年（2018 年）3 月に、熊本五福幼稚園は民間移譲となりましたが、ことばの教室については引き続き同敷地内において「向山幼稚園五福ことばの教室」として市の直営で通級による指導を行っています。

令和 3 年度（2021 年度）は、184 名の希望者に対し、161 名の受け入れを行っています。

令和 3 年（2021 年）5 月 1 日現在

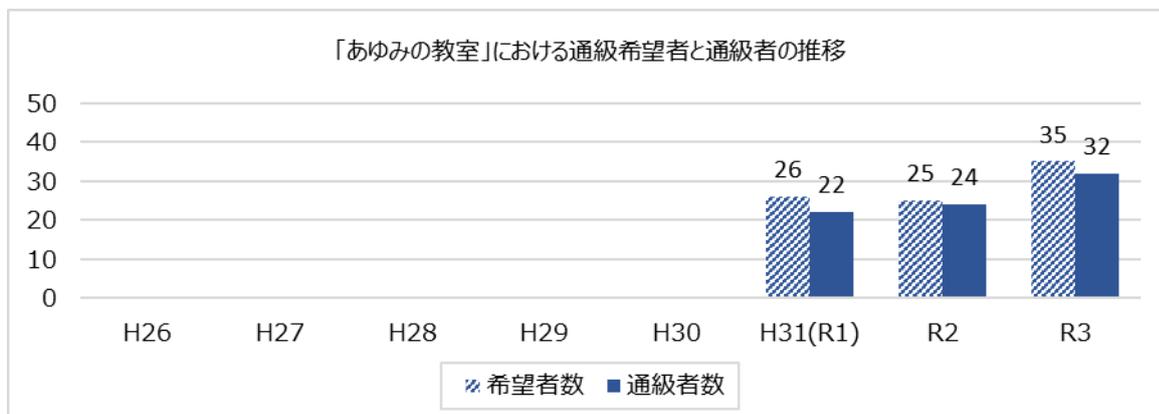


(7)あゆみの教室

令和元年（2019 年）4 月に川尻幼稚園にあゆみの教室を開設し、集団参加や人とのかかわりなどに不安のある年長児を対象として、学校教育を見据えた指導を行うとともに、小学校への円滑な移行を促すことを目的に通級による指導を行っています。

令和 3 年度（2021 年度）は、35 名の希望者に対し、32 名の受け入れを行っています。

令和 3 年（2021 年）5 月 1 日現在



(8)特別な配慮を必要とする幼児、児童

特別な配慮を必要とする児童は年々増加傾向にあり、特に小学校において、知的障害特別支援学級・自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者が著しく増加しています。令和3年度（2021年度）は、平成18年度（2006年度）比で、知的障害特別支援学級在籍者は約4.1倍、自閉症・情緒特別支援学級在籍者は約5.1倍となっています。このことは、通級による指導を受けている児童数の推移をみても同様の傾向がみられることが分かります。

一方、市立幼稚園においても、特別な配慮を必要とする幼児を受け入れる割合が増加しています。特別な配慮を必要とする幼児の受け入れについては、6園の平均で14.3%であり、園によっては2割以上となっているほか、外国籍の園児も受け入れています。

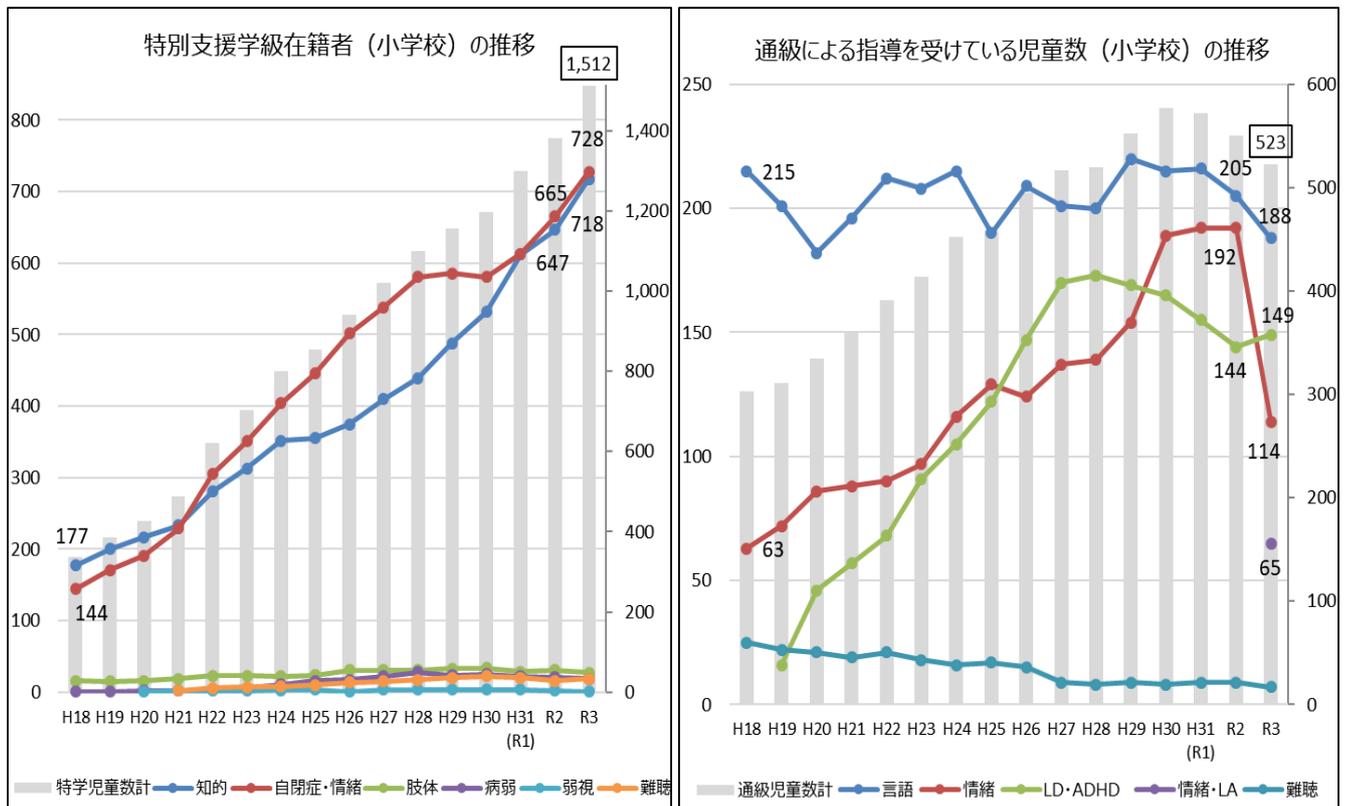
○特別な配慮を必要とする園児数

令和3年（2021年）5月1日現在

園名	定員	全園児数① (A+B+C)	特別支援A	外国籍B	特支・外国 籍除くC	特別支援割合 A/①	特支・外国籍割合 (A+B)/①
碩台幼稚園	90	29	3	6	20	10.3%	31.0%
一新幼稚園	176	48	5	0	43	10.4%	10.4%
向山幼稚園	125	40	10	0	30	25.0%	25.0%
川尻幼稚園	90	36	7	0	29	19.4%	19.4%
楠幼稚園	125	33	6	0	28	18.2%	18.2%
隈庄幼稚園	180	93	9	0	84	9.7%	9.7%
合計	786	279	40	6	234	14.3%	16.5%

※特別な配慮を必要とする幼児のうち、療育手帳、障害者手帳等の診断のある幼児は19名。その他21名は、子ども発達支援センター等の相談予約待機期間や子ども発達支援センターと共同開発したチェックシートを活用した見立てにより個別の支援計画が必要と判断した幼児。

○小学校における特別支援学級在籍児童及び通級による指導を受けている児童数の推移



(9)施設の状況

市立幼稚園の園舎は、昭和40年代～60年代頃（1966年～1986年）に建築され、ほとんどが建築後40年～50年近く経過しています。

○園舎の状況

園名	建設年度	構造	経過年数	大規模改造
碩台幼稚園	1973年	鉄筋コンクリート造	48年	平成25年度
一新幼稚園	1971年 1980年	鉄筋コンクリート造	50年 41年	平成13年度
向山幼稚園	1966年 1983年	鉄骨造 鉄筋コンクリート造	55年 38年	—
川尻幼稚園	1979年	鉄筋コンクリート造	42年	平成10年度
楠幼稚園	1973年 1977年	鉄骨造	48年 44年	—
隈庄幼稚園	1986年	鉄筋コンクリート造	35年	—

3 課題

(1)園児数の減少

女性の就業率の向上にともなう保育ニーズの高まりや少子化の影響に加え、平成27年（2015年）の子ども・子育て支援新制度の施行、令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育の無償化制度のスタートによって保育料の公私間の差が解消されたことにより、市立幼稚園の園児数が減少し、教育上望ましい集団規模の確保が難しくなっています。

(2)特別な配慮を必要とする幼児の増加

特別な配慮を必要とする幼児の増加や特性の多様化などから、一人一人の教育ニーズも多様化・複雑化しています。

現在、市立幼稚園ならではの取組として行っている「ことばの教室」「あゆみの教室」の通級希望者は増加傾向にありますが、地域的な偏りや受け入れ体制の不足などから、全ての希望者を受け入れることは難しい状況です。

(3)幼児教育施設間や小学校との連携

遊びの中からの学びを中心とする幼稚園と、教科等の授業を中心とした小学校では様々な違いが存在するため、児童が小学校進学時に新しい環境への適応が難しくなる小1プロブレムなどの問題も顕在化しています。

そのような中、年に数回、各中学校区の幼児教育施設と小学校の教職員が集まり合同研修会や情報交換、保育参観や授業参観を行う「幼小中連携の日」を実施していますが、幼児教育施設の参加状況は校区によってバラつきがあり、交流の機会に差が生じている状況です。

また、令和3年（2021年）4月現在、幼児期の教育と小学校との教育の円滑な接続を見通した教育課程を編成・実施する「幼小中連携カリキュラム」を策定している中学校区は、全42校区中18校区（42.3%）となっており、半数以上の中学校区では、幼小の接続を見通した教育課程の編成は行われていない状況です。

(4)家庭教育支援の不足

都市化や核家族化、少子化、雇用環境の変化、地域のつながりの希薄化等によって、子育ての仕方を学ぶ機会が減り、子育てや子どもの発達に関する悩みなどを気軽に相談できる人がそばにいないなど、親や子育て家庭を支える環境が大きく変化しています。

また、家庭や親子を取り巻く大人の特別支援教育に関する理解不足により、親子が地域や園等の集団から孤立したり、人格形成の基礎を培う重要な幼児期に適切な支援を受けられないことにより、就学後に初めて支援につながるなど、学校生活における学習面や生活面に様々な困難を抱えるとともに二次的な問題に進展する可能性もあります。

II 市立幼稚園が担う役割と具体的な取組

熊本市は、令和2年（2020年）7月に策定した「熊本市教育振興基本計画（令和2～5年度）」における目指す人間像を「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人」としました。市立幼稚園では、その実現に向けて、自分の良さや可能性を認識するとともに、自分自身やあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来を切り開き、持続可能な社会の創り手となるための基礎を培うために、熊本市全体の幼児教育の振興を図ることが求められています。

本検討委員会では、熊本市の未来を担う子どもに質の高い幼児教育を提供する観点から、市立幼稚園の現状と課題を踏まえ、これからの市立幼稚園が担う役割と具体的な取組について議論してきました。

幼児期における教育は、子どもの心身の発達と、健やかな成長を促す上で大切なものであり、生涯にわたる人間形成の基礎の醸成に大きな影響を与えます。

これまで、幼児教育の振興については、幼稚園施設等の量的拡充から始まり、教育の質的向上へと展開してきたところですが、昨今の子どもを取り巻く環境の急速な変化により、幼児期の教育の重要性が改めて認識され、「幼児一人一人の特性に応じた支援の充実」、「幼児に関わる教職員の専門性の向上」、「福祉や医療関係機関との連携強化」など、幼児教育の更なる充実が求められています。

また、少子化や核家族化、都市化の影響で、保護者が子育てに不安を感じたり、孤立感が高まったりする課題も指摘されていることから、公的教育機関が中心となり、保護者を対象とした子育て支援を充実させることも求められています。

1 特別支援教育の充実

市立幼稚園は、公立の教育機関として、熊本市に住む全ての幼児の健やかな成長のために、人生の基盤となる幼児期に子どもたちとの適切な関わりを通して、一人一人のニーズに対応した教育を提供していくことが重要です。

そのため、家庭や幼児教育施設及び児童発達支援事業所²等と連携を図りながら、分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、幼児の育ちを育み円滑な就学につなげることが必要です。

具体的には、熊本市ならではの取り組みとして実績のある「ことばの教室」「あゆみの教室」の質的向上と量的拡充を図るとともに、特別支援期教育に関する高い専門性をもつ人材を育成し、早期からの一貫した支援の仕組みづくりや、教育と福祉との連携に加えて、将来的には、比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児の受け入れについても検討を行っていく必要があります。

²児童発達支援事業所 児童福祉法に基づく障害児通所支援を行う事業所。障害児通所支援には、児童発達支援（児童発達支援センターと児童発達支援センター以外のもの（児童発達支援事業所）がある。）医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援がある。

(1)通級指導教室の拡充

熊本市の全ての幼児が、自分の持てる力を高めながら期待と自信をもって小学校生活をスタートし、その後の小学校生活で生き生きと学ぶ力の基礎を培うための取組の推進が必要です。

そこで、幼児期における特別支援教育の更なる充実を図り、子ども一人ひとりの教育的ニーズや課題を把握し適切な指導や支援を行うことで本市全体の特別支援教育の質的向上と量的拡充を図っていくことが重要です。

特に、熊本市が実施している通級指導教室「ことばの教室」及び「あゆみの教室」は、市立幼稚園だけでなく、家庭保育や、私立幼稚園、市立保育所、私立保育所、認定こども園等に通う本市の全ての5歳児を対象としており、専門性の高い教員が幼児の困り感や困難さに応じた指導・支援を行うことで、幼児の自己肯定感を高め、小学校での主体的な生活に繋げる全国的に見ても特色ある取組の一つといえます。

令和2年(2020年)3月に「ことばの教室」を利用した保護者を対象に実施したアンケートでは、99.1%の保護者が、「子どもの様子に変化があった」と回答しています。また、96.5%の保護者が「通級して良かったと思うことがあった」と回答しており、「ことばの教室」の指導による効果を実感する割合の高さが認められます。

近年、特別な配慮が必要な幼児の増加とともに、通級指導教室へのニーズが年々高まっている状況を踏まえて、今後、通級指導を希望する全ての幼児を受け入れることができるよう市立幼稚園全園に「ことばの教室」及び「あゆみの教室」を順次設置し、加えて小学校の空き教室等を活用して全ての区に設置するなど、幼児や保護者にとって身近な場所で支援が受けられる体制を整備することが必要です。

また、「ことばの教室」及び「あゆみの教室」について取組の成果と効果検証を行いながら、経験豊富な指導員の指導スキルを幼児教育に携わる共有の財産として活用し取組の拡充を図っていく必要もあります。

<検討委員会における意見>

・「ことばの教室」「あゆみの教室」を各園1教室から2教室に拡充し、グレードアップしていく方向性がよいのではないか。

○ことばの教室利用者アンケート

(令和2年3月)

	対象者	回答者	あった		なかった		未回答	
			人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
子どもの様子に変化がありましたか	120	114	113	99.1%	1	0.9%	0	0.0%
通級して良かったと思うことがありましたか			110	96.5%	0	0.0%	4	3.5%

※碩台ことばの教室、向山ことばの教室それぞれで実施したアンケートのうち、共通の項目について抜粋した

(2)特別支援クラスの設置

熊本市の全ての幼児が、自分自身とあらゆる他者を認め合い尊重し合う共生社会の形成の実現のために、幼児期の適切な関わりと意図的な環境を整備する取組の推進が必要です。

共生社会の形成に向けては、障がい者の権利に関する条約³に基づくインクルーシブ教育システム⁴の理念を踏まえると、障がいのある幼児と障がいのない幼児が同じ場で共に学ぶことができる環境を整備していくことが重要です。

特に、幼児期においては、同世代における集団の中での成長が著しく、集団の中での個別支援や丁寧な関わりが非常に重要であり、通常学級の中での複数担任制の導入や療育機関との連携など、可能な限り幼児を分離することなく同じ場で共に学ぶ支援体制の整備が求められています。

また、一部の私立幼稚園が、比較的中・軽度の障がいのある幼児を受け入れる特別支援クラスの設置を行っているものの、入園希望に十分に対応できていない現状がありますが、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえると、市立幼稚園においては、こうしたニーズに対応するよりも通常学級での受け入れ体制を充実していくべきものと考えます。

なお、市立幼稚園においては、特別な支援が必要な幼児を通常学級で積極的に受け入れることを広く発信するとともに、「個別支援が必要な配慮枠（仮称）」などを創設し、通常学級の定員を現在の 35 名から 25 名程度に見直すことで職員体制の充実を図り、幼児一人一人のニーズに応じたきめ細かな教育・保育を提供していくことが重要です。

更に、幼児の生命の安全管理上の課題から、個別の対応が望ましい比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児の受け入れについては、幼児の生命を守るための安全管理体制に看護師等を含む手厚い人的配置が必要なことから、私立の幼稚園等では対応が困難であると想定され、今後、市として人材育成等を行っていきながら、継続して検討していくことが求められます。

<検討委員会における意見>

ア 少人数支援クラス（主に中・軽度の障がいのある 3 歳児を対象）の設置に関する意見

・少人数支援クラスの幼児が通常クラスの中で支援を必要としない幼児と一緒に保育を受ける混合保育や、週に数日単位で支援クラスで過ごすといった支援クラスのあり方についてモデル園的に実践しその効果を検証をしていくことはよいのではないか。

・特別支援教育の充実と共に通常学級の園児増加も図る必要がある。このまま園児が減少し続けると、インクルーシブ教育システムの理念の実現や共生の教育が難しくなるのではないか。

³障害者の権利に関する条約 平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 20 年 5 月に発効。国内では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立などの法令の整備等を進め、平成 25 年 12 月に国会で承認。平成 26 年 1 月 20 日に批准された。なお、本条約は平成 26 年 2 月 19 日に日本において効力を生じることとなった。（参考：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所ホームページより）

⁴ 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（中教審初中分科会報告平成 24 年 7 月より）

イ 特別支援クラス（主に中・軽度の障がいのある幼児3～5歳児を対象）の設置に関する意見

- ・特別支援学級（特別支援クラス）の対象幼児は、小学校で通常学級に進学する幼児なのか知的学級、自閉症・情緒学級、肢体不自由学級、病弱学級に就学する幼児なのか、ターゲットを明確にする必要がある。
- ・特別支援学級（特別支援クラス）を設置するよりも、市立幼稚園の通常学級に学級支援員を増員する又は通常学級の定員を減らして手厚い体制を組む等のほうがインクルーシブ教育システムの構築の理念になっているのではないか。

ウ 特別支援クラス（主に比較的重度の障がい及び医療的ケアが必要な幼児3～5歳を対象）の設置に関する意見

- ・通常学級では対応が困難と想定され、新たな人員配置や施設整備が必要となるなど、私立の幼児教育施設等では対応が難しい比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制の整備については順次整備検討を進めていく必要がある。
- ・比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアを必要とする幼児については、特別支援クラスでなくてもよいので、通常学級に1名か2名程度の障がい児の受け入れ枠の創設を検討してほしい。
- ・幼児1名に対し教職員が1名が支援する1対1程度の十分な人員配置が必要であり、事故を起こさないためにも職員の資質向上と人員確保を十分に図った上で整備検討を行うことが必要。

<検討委員会における意見>

障がいの程度	支援体制		具体的支援の方向性
	通常学級	並行通園	
軽度	通常学級	並行通園	・「ことばの教室」「あゆみの教室」 ・加配職員の配置
中度			・通常学級の定員減 ・私立幼稚園等での積極的な受け入れに対する支援
重度・医ケア			・児童発達支援事業所等との連携を強化 ・将来的な受け入れ体制の整備に向けて検討

○ [就学前の特別支援教育の充実に関するアンケート結果から]

「就学前の特別支援教育の充実を図っていくために市立幼稚園に求めること」という設問に対し、就学前、小学校ともに「通級・園内通級の拡充」と回答した人が最も多く、就学前で36人(47.4%)、小学校で183人(33.6%)、次いで「通常学級の職員の充実による受入拡充」と回答した人が就学前で17人(22.4%)、小学校で140人(25.7%)、「特別支援クラスの設置」と回答した人が就学前で11人(14.5%)、小学校で117人(21.5%)であった。

また、「就学前の特別支援教育の充実のために市に取り組んでほしいこと」という設問に対し、就学前、小学校ともに「専門性の向上」と回答した人が最も多く、就学前で33人(43.4%)、小学校で274人(50.3%)、次いで「教育相談体制の充実」と回答した人が、就学前で18人(23.7%)、小学校で139人(25.5%)、「保護者への情報提供」と回答した人が、就学前で7人(9.2%)、小学校で75人(13.8%)であった。

※アンケート概要

□実施時期：令和2年8～9月

□対象：特別支援学校、特別支援学級在籍者、通級指導を利用する児童の保護者 2,189人 回答者 545人 (回答率 24.9%)

ことばの教室・あゆみの教室・児童発達支援ルーム等を利用する幼児の保護者 306人 回答者 76人 (回答率 24.9%)

(3) 並行通園⁵

熊本市の全ての幼児が、孤立することなく安心して学び過ごすための居場所をもち、自分の希望する場で適切な教育を受けることができるよう、幼児一人一人に応じた多様な学びの場を選択できる取組が必要です。

そこで、教育委員会と保健福祉部門が連携し、児童発達支援事業所と幼児教育施設の並行利用にかかる通園モデルを示すことで、障がいの有無にかかわらず幼児や保護者が希望する場所で適切な教育を提供できる体制を構築し発信していくことが重要です。そのため、特別支援学校経験教諭や高い専門性を有する教諭等を教育と福祉・家庭をつなぐ連携コーディネーターとして配置するとともに、市立幼稚園や児童発達支援事業所、主治医、家庭等と連携しながら熊本市版の並行通園モデルを実践研究し、その成果を広く発信していく必要があります。

<検討委員会における意見>

・比較的重度の障がいのある幼児や医療的ケアが必要な幼児に対する対応が不足している。市立幼稚園と児童発達支援事業所等が協定等を結ぶなど連携体制を整えていく必要がある。

(4) 児童発達支援事業所との連携

熊本市の全ての幼児が、自分に関わる全ての人から大切にされていると実感し、生き生きと自分らしく過ごすことができるよう、幼児を取り巻く機関が連携し、幼児の育ちと学びを見守っていく取組の推進が必要です。

現在、児童発達支援センターや児童発達支援事業所と幼稚園、保育園、認定こども園とを並行して利用する幼児が増えており、知的障がいある幼児や発達障がいある幼児のほか、確定した診断のない幼児なども多く利用しています。

障がいのある幼児への支援については、幼児に関わる様々な関係機関が連携を密にするとともに、児童発達支援事業者等の作成する児童発達支援計画と、幼児教育施設で作成する個別的教育支援計画等の情報を共有し、幼児の育ちと学びの連続性を図ることが大切です。

そのため、保護者の了解を得た上で、幼児本人の発達の状況や障がいの特性、それぞれの機関で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるよう、市立幼稚園が福祉部門との連携を図り児童発達支援事業所と幼児教育施設の連携モデルとして示していくことが求められます。

<検討委員会における意見>

・多くの未診断児や発達障がい児が、幼児教育施設と児童発達支援事業を併行して利用している。これらの障がい児通所支援事業所との連携についても市立幼稚園が連携のモデルを示していくことができるのではないかと。

⁵ 並行通園 保育所・幼稚園・認定こども園等に通いながら児童発達支援を利用する状況を指す。並行通園、併行通園両方の表記があるが、本報告書では並行通園を用いる。

2 幼小連携の推進

幼児教育施設と小学校は、それぞれの段階における役割と責任を果たしながら、幼稚園要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期に育まれてきた子どもの姿を踏まえて小学校教育をスタートすることが重要です。

そのため、市立幼稚園と小学校が、同じ公立学校同士であるという強みを生かして、地域における幼小連携の取り組みを先導し、幼児教育施設と小学校又は幼児教育施設間の連携を強化していくことが求められています。そのためにも市立幼稚園と小学校の教職員が相互理解を深める仕組みづくりが必要です。

(1) 幼小接続カリキュラムの充実と活用促進

熊本市の全ての幼児が、遊びや体験を通して育まれてきた幼児の姿を踏まえて、小学生のスタートを切るための取組の推進が必要です。

熊本市では、幼児期から小学校への円滑な就学のための幼小接続カリキュラム（「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」）の更なる推進と活用のため、幼小連携に関する分科会を設置し小学校1・2年生の学級担任や地域の幼児教育施設への呼びかけや日程の調整役を担いながら幼小連携の重要性を発信していく必要があります。また、全ての中学校区においてその地域に応じた「幼小中連携カリキュラム」を策定し、その実施成果と課題を整理しながら定期的に更新・改善していくことが必要です。

<検討委員会における意見>

- ・児童理解や専門的な支援のあり方を市立幼稚園で実践し、その成果やノウハウを市立幼稚園以外の幼児教育施設に広げていく取り組みが必要である。
- ・幼児教育で実践されている自ら取り組む遊びや主体的な遊びや経験を通し、小学校へつなげる力（生きる力の基礎）をつけることが必要である。幼児期にしっかり愛情を受け自分の思いを十分に出した経験を積み重ねていくことで小学校に入っても生き生きと学ぶことができる。

(2) 幼稚園教諭と小学校教諭との連携

熊本市の全ての幼児の「育ち」や「学び」の連続性が確保されるよう、幼児期の教育と小学校の教育の一方が他方に合わせるのではなく、互いの教育を理解し、教育活動をつながりて捉える取組の推進が必要です。

幼稚園教諭と小学校教諭は、幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児期の学びを児童期の学びにつなぐ幼小連携の取組をすることが重要です。しかし、幼稚園教諭が児童を教育したり、小学校教諭が園児を保育したりする機会がほとんどなく、互いの理解がなかなか進まないのが現状です。

そこで、幼稚園教諭と小学校教諭が、幼児期・児童期の教育を見通すことができるように、新任の際の研修などを活用して、幼稚園教諭が小学校に、小学校教諭が幼稚園に数日間支援員として研修を行うなどの工夫も必要になります。

<検討委員会における意見>

- ・幼稚園教諭の小学校現場での研修の実施や、小学校教諭の幼稚園現場での研修の実施など相互理解を図る実践例やモデルを市立幼稚園がつくっていくことが必要である。

(3)異年齢交流活動の充実

熊本市の全ての幼児が、異年齢交流での触れ合いを通じて、互いの存在に関心をもつとともに、就学への憧れや思いやりの心を育むための取組の推進が必要です。

現在、学校探検や栽培活動、合同遠足、遊びの交流など指導計画に基づいた交流活動の実施やその内容の公開に取り組んでおり、幼児は就学への意欲や憧れの気持ちを育み、児童生徒は年下への優しさや思いやりの気持ちを育む等、幼児・児童の気持ちをつなげるなど、家庭や地域社会で不足しがちな異年齢交流の実施を今後も継続していくことが重要です。

<検討委員会における意見>

・幼稚園・小学校・中学校を一体的に整備することで、幼児園児と中学生・高校生の交流によりその拠点としての役割を担っていく必要がある。

(4)「移行支援シート」「就学支援シート」の活用

熊本市の全ての幼児が、進学などの環境の変化によって支援の手が途切れてしまうことのないよう支援の一貫性・連続性を保つための取組の推進が必要です。

そのため、特別な配慮が必要な幼児に対する支援方法や生活に必要な配慮等を小学校に伝達するための共通ツールとして教育委員会が関係機関等と協力して作成した「移行支援シート」「就学支援シート」について、今後さらに活用を図り、特別な配慮を必要とする児童の就学が円滑に進むよう、公立・私立幼稚園や保育所、認定こども園等に活用方法を周知し、有効活用していくことが重要です。

<検討委員会における意見>

・幼児教育施設が作成する「移行支援シート」「就学支援シート」が小学校でどのように活用されているのか、幼児教育施設等に周知し、特別な配慮が必要な幼児の確保は引継ぎを行う必要がある。

・保護者の同意が得られない場合や保護者が幼児について課題があることを認識していない場合等については、「移行支援シート」「就学支援シート」が作成されないという課題もある。そのためにも、成果や実績を市立幼稚園で示していく必要がある。

(5)就学支援プログラム(仮称)の開発と指導者育成

熊本市の全ての幼児が、住んでいる地域や幼児教育施設の種別に関わらず、就学前の不安を解消し期待をもって小学校へ進学できる取組の推進が必要です。

特に、特別な配慮が必要な幼児を早期に発見し、適切な支援のもと様々な関係機関と連携しながら円滑に就学に引き継ぐことは、スムーズな学校生活をスタートさせるうえでも大変重要です。

そのため、熊本市が保有する「ことばの教室」「あゆみの教室」をはじめとした就学に関する通級指導教室の支援ノウハウを「就学支援プログラム(仮称)」として体系的に整理し、希望する全ての幼児を対象に就学支援を行うとともに、幼児教育施設の教諭等へのノウハウに関する情報提供も行いながら、将来的に

は、熊本市の全ての子どもたちが身近な幼児教育施設で就学に関する支援を受けられる体制の構築を推進していくことが重要です。

<検討委員会における意見>

- ・希望する5歳児を対象に、熊本市のもつノウハウを集約した就学支援プログラムのような体系的支援プログラムを作成し、就学への不安や困難さをもつ幼児を支援していくことが望ましい。
- ・市立幼稚園で行われている支援が、将来的にはどの幼児教育施設等でも当たり前サービスを受けられるようになれば間口も広がる。

3 幼稚園教諭等の資質向上

熊本市の幼児教育の質を上げていくため、市立幼稚園はその他の幼児教育施設と連携しながら幼児教育を支える専門性と指導力を兼ね備えた人材の育成が重要です。

そのため、市立幼稚園は、幼稚園教育要領等を踏まえた幼児教育のあり方や今日的教育課題について実践的研究を行うとともに、熊本市内の幼児教育施設とその成果を共有し一層の質の向上を図っていくことが求められます。

特に、特別な配慮を要する幼児への対応については、通級指導教室等による実践的研究のほか、特別支援学校教員免許の取得促進、専門研修や派遣研修により専門性を上げていくことが必要です。

また、市内の幼児教育施設の実践研究成果の情報交換や相互に学ぶ機会の提供、市立幼稚園における保育の公開及び研修の企画実施等の役割が期待されています。

(1) 専門研修・派遣研修の充実

熊本市の全ての幼児が、心身ともに調和のとれた発達をするためには、遊びや教諭との触れ合いを通じて幼稚園生活に親しみ、発達のさまざまな側面に関わる多様な体験を重ねるとともに、幼稚園教諭等においては絶えず指導の改善と専門性の向上を図っていく取組の推進が必要です。

<検討委員会における意見>

- ・幼稚園や保育所等の園の先生方の力をつけていただければ、必ずしも児童発達支援事業所に通わなくても、子どもたちに必要な支援や配慮の中で育ちを獲得していけるのではないか。
- ・「ことばの教室」「あゆみの教室」での指導を経験した教諭等のうち、さらに高い専門性や知識を有する職員を育成し、職員のスキルアップを目的とした巡回指導や職場研修で実践的に知識やノウハウを伝え、特別な配慮を必要とする幼児へきめ細かな対応ができる人材を育成する。

(2) 中核人材の育成

熊本市の全ての幼児が、集団の中での生活を経験することで全体的な発達を促すことに配慮し、幼児一人一人の特性に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に図っていく取組の推進が必要です。

そのため、特別支援教育の中核となる人材を育成するため、あおば支援学校との兼務発令や巡回相談の同行、小学校の通級指導教室や特別支援学級の業務を経験できる機会を設定し、幼稚園教諭等が特別支援教育の専門性を高められるように支援することが必要です。また、幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修の実施や巡回訪問、園内研修の充実に向けた工夫も必要です。

<検討委員会の意見>

- ・幼稚園内での特別支援教育のリーダー養成のため、あおば支援学校や小学校への派遣研修が必要だと考えます。

(3)巡回相談

熊本市の全ての幼児が、安心して安定した園生活を送るために、幼児に直接かかわる保護者や幼稚園教諭等に対し、多角的・専門的視点での助言や情報提供等を行う取組の推進が必要です。

小学校やおおば支援学校から市立幼稚園へ巡回相談を行うとともに、市立幼稚園は、地域の幼児教育施設から相談依頼があった場合、巡回して特別な配慮が必要な幼児への関わり方や指導に関し園や保護者からの相談を受けたり、個別の指導計画や個別の教育支援計画、移行支援シート等の作成支援を行ったりする役割が求められています。

<検討委員会における意見>

・市立幼稚園ならではの「ことばの教室」「あゆみの教室」で培ったノウハウを地域の幼児教育施設等への巡回相談を行うことで、指導員はより多くの経験を積み専門性の向上につなげることができる。

4 家庭教育支援の充実

家庭は、幼児の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育はすべての教育の出発点です。家族や地域、雇用などの環境の変化や多様化する子育て家庭を支援するための効果的な支援や就園・就学のための相談や情報提供など、家庭や地域、幼児教育施設が一体となって熊本市全体で子どもの育ちを育む環境をつくり、幼児教育の中核として、市立幼稚園が、幼児教育施設の拠点的役割の機能を強化していくことが必要です。

(1)保護者等への理解促進

熊本市の全ての幼児が、人間形成が行われる最初の間である家庭の中で心身ともに健やかに成長していくことができるよう幼児教育施設・地域・家庭がつながりをもって幼児の育ちに関わる取組みの推進が必要です。

特に、特別な配慮を必要とする幼児については、早期発見と早期支援が重要です。しかし、保護者の理解不足などにより、適切な支援につながらず、幼児がその後の学校生活等の困難さにつながる可能性があります。

そこで、特別支援教育に関する保護者の理解が深まるよう、市立幼稚園がリーフレット等を作成し、情報発信していくことが期待されています。

<検討委員会における意見>

- ・私立の幼児教育施設から発信していくのが難しい健診の必要性や特別支援の重要性等について小冊子などを作成したり啓発や発信を行うなどの役割が期待されている。

(2)幼児教育相談の充実

熊本市の全ての幼児が、就園・就学に憧れや期待を持ち、特別な支援が必要な幼児が早期に適切な支援につながるような体制を整えることができるよう、保護者が気軽に相談できる体制を図っていく取組の推進が必要です。

そこで、就園及び就学に関して、子どもの発達に不安をもつ保護者を対象に、幼児教育相談を実施継続するとともに、「ことばの教室」「あゆみの教室」の指導員など、専門的立場からの助言や小学校への円滑な就学に関する相談ができる体制を整備することが必要です。

<検討委員会における意見>

- ・自分の子供の成長について保護者は非常に不安である。専門の方に相談ができる窓口が身近なところにあると保護者としては安心であり、そこを熊本市立幼稚園で担ってほしい。
- ・子どもの発達に関する相談ニーズについて、病院や子ども発達支援センターに実際に相談につながるまで数カ月待ちの現状である。

おわりに

明治20年(1887年)、熊本市立幼稚園として初めて「熊本幼稚園」が設立されて130年以上もの永きにわたり、熊本市立幼稚園はその時々の子どもたちの豊かな育ちを支え導いてこられました。

社会は、時代と共に変化し、ことに近年の急激な変化は人間生活を根底から見直すべき状況にあるといっても過言ではありません。そのような中、未来を担う子どもたちが輝ける社会であることを誰もが願うものであります。

長い歴史の中で、熊本市立幼稚園は、その時代における幼児教育の課題に真摯に向き合い、研究を重ね実績を積んでこられました。そして今、特別支援教育が教育現場における最重要課題となってきた現実を前に、市立幼稚園の果たす特別支援教育がどのようなものであるのか、また公立幼稚園としてのあるべき姿について、あらゆる立場から論議を尽くしてまいりました。

ここに報告申し上げますように、特別支援教育における段階的な取組とともに、今後の熊本市の子どもたち一人一人に十分な支援の手が差し伸べられるような将来像に向けての第一歩として、市立幼稚園における特別支援教育モデル及び幼児教育モデルをぜひとも実現していただきますようお願い申し上げます。

市立幼稚園がこれまで果たしてこられた役割を今後また新たな形で広げ、深めていただければ、熊本市の子どもたちの健やかな育ちへと繋がっていくものだと確信しております。

本委員会を開催するにあたり、熊本市教育長様はじめ熊本市教育委員会の皆様のご尽力に心から敬意を表したいと存じます。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会

【参 考 資 料】

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会運営要綱

制定 令和3年3月24日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市立幼稚園における特別支援教育等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立幼稚園代表者
- (3) 市立代表者
- (4) 市立小学校代表者
- (5) 市立あおば支援学校長
- (6) 関係団体代表者
- (7) 福祉施設代表者
- (8) 保護者代表者
- (9) 公募委員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会委員一覧

		氏名	所属団体・役職等
1	委員長	亀井 裕子	平成音楽大学こども学科長 教授
2	副委員長	菊池 哲平	熊本大学大学院教育学研究科 准教授
3		豊田 由加里	向山幼稚園 園長
4		齊藤 みどり	京塚保育園 園長
5		梅田 博子	秋津小学校 校長
6		西 正道	あおば支援学校 校長
7		伊藤 大介	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長 (第二幼稚園 園長)
8		矢野 理絵	熊本市保育園連盟 理事 (くほんじこども園 園長)
9		勝本 映美	熊本市社会福祉施設連合会 会員 (福祉型児童発達支援センター済生会なでしこ園園長)
10		野口 将宏	市立幼稚園・後援会連絡協議会 会長
11		宇治野 諒子	市民 (一般公募)
12		松葉佐 正	子ども発達支援センター 所長

市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会 審議経過

会議	開催日時	内 容 等
第1回	5月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱 ・ 諮問 ・ 検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方 ・ 市立幼稚園の現状と課題について説明
第2回	6月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園における特別支援教育の充実について
第3回	7月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼小連携について ・ 幼稚園教諭等の資質向上について
第4回	7月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園における特別支援教育の充実について ・ 本検討委員会報告書(案)とりまとめ
第5回	8月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本検討委員会報告書(案)とりまとめ

教 改 発 第 0 0 0 0 2 4 号
令和 3 年 (2021 年) 5 月 21 日

市立幼稚園における
特別支援教育等に関する検討委員会 委員長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路



市立幼稚園の特別支援教育等の充実について (諮問)

熊本市立の幼稚園が、本市の幼児教育の質の向上のために担うべき役割について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

1 諮問事項

子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進、適切な指導及び必要な支援を行う幼稚園教諭等の資質向上や小学校以降の連続した学びにつながる幼小連携の取り組みの推進において、熊本市立幼稚園が地域の拠点施設として果たすべき役割について

2 諮問理由

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、また、学校教育の始まりとして、義務教育及びその後の教育の基礎を培う極めて重要な時期です。

そのため、全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設形態や設置主体の違いにかかわらず、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

また、幼児教育を行うにあたり、特別な配慮を必要とする子どもの増加に伴い、一人一人の子どもの発達過程や特性、身近な環境に配慮した幼児教育の推進が重要です。

本市の市立幼稚園においても、子ども一人一人の自立や社会参加に向けた特別支援教育の充実、小学校以降の連続した学びにつながる幼保小連携の推進など、質の高い幼児教育の提供及び本市の全ての子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実などが求められています。

こうした状況を踏まえ、市立の幼稚園が果たしていくべき役割について、貴委員会の意見を求めます。

3 報告書を希望する時期

令和3年(2021年)8月頃